政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成 26 年３月 31 日

日本郵政株式会社

◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13

政府調達に関する協定等に係る契約手続

（目的）

第１条　この手続は、日本郵政株式会社物品及び不動産等契約規程（以下「規程」という。）に基づき、日本郵政株式会社（宿泊事業部を除く。以下「会社」という。）が締結する契約のうち、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束及び日本国における政府調達に関する運用上の自主的措置（別紙のアクション・プログラムをいい、以下「ＡＰ」という。）の適用を受ける契約に関する事務について、特に必要な事項を定める。

２　協定及び改正協定その他の国際約束並びにＡＰの適用を受けて会社が締結する契約については、この手続によるほか、日本郵政株式会社物品等契約手続(以下「物品等契約手続」という。)、日本郵政株式会社不動産等契約手続（以下「不動産等契約手続」という。）及び関係マニュアル並びにＡＰの定めるところによる。

（定義）

第２条　この手続で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

⑴　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。

⑵　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（本手続において「建設工事」という。）に係る役務をいう。

⑶　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

⑷　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

⑸　調達価額　物品等又は特定役務の調達に係る予算額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額をいう。

⑹　契約責任者　日本郵政株式会社職務権限規程で定める契約の締結権限を有する者をいう。

⑺　契約担当部署　契約責任者を置いている部署をいう。

（適用範囲及び基準額）

第３条　この手続に基づく調達契約の範囲及び基準額は、次の各号のとおりとする。ただし、次項に掲げる調達契約については、この限りでない。

なお、ＳＤＲ（ＩＭＦ（国際通貨基金）の特別引出権をいう。以下同じ。）の邦貨換算額については、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第３条第１項の規定に基づき、財務大臣が定める区分及び定める額によるものとする。

⑴　物品等及び特定役務（第２号、第３号及び第４号に掲げるものを除く。）

10万ＳＤＲ以上

⑵　コンピュータ製品、電気通信機器、医療技術製品及びこれらのサービス

10万ＳＤＲ以上

⑶　建設工事

450万ＳＤＲ以上

⑷　特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

45万ＳＤＲ以上

２　前項ただし書きに該当する調達契約は、次の各号のとおりとする。

⑴　商業的販売若しくは商業的再販売を目的として、又は商業的販売若しくは商業的再販売のための物品若しくはサービスの生産若しくは供給において用いるための調達契約

⑵　会社が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する調達契約

⑶　建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスのうち、独立して調達される場合の次のサービスの調達契約

ア　建築設計サービスの実施設計サービス

イ　契約監理サービス

ウ　基礎及び建築構造物の建設のためのエンジニアリングデザイン・サービス、建築物の機械及び電気の設備のためのエンジニアリングデザイン・サービス又は土木建設工事のためのエンジニアリングデザイン・サービスのうちいずれかの実施設計、仕様書の作成及び費用見積りの一又はこれらの組合せから成る設計サービス

エ　建設及び設置公示段階におけるその他のエンジニアリング・サービス

⑷　その他会社に適用される国際約束において当該国際約束の適用範囲から除外されている物品等又はサービス

３　第１項における基準額の算出は、次のとおりとする。

⑴　一定期間継続する製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合

ア　単価についてその調達価額が定められている場合にあっては、当該調達価額に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額

イ　一連の調達契約が締結される場合にあっては、当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の調達価額の合計額

⑵　物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約の場合

ア　借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は、当該期間における予定賃借料（消費税及び地方消費税込みとし、以下同じ。）の総額又は特定役務の調達価額の総額

イ　借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月を超える場合であって、当該期間の定めがあるときは、１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の調達価額×定めの月数により算出した額に見積残存価額を加えた額とし、当該期間の定めがないときは、１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の調達価額×48により算出した額とする。

（競争参加者の資格に関する審査等）

第４条　契約責任者は、調達契約の締結が見込まれるときは、物品等契約手続第19条第２項又は不動産等契約手続第21条の規定による審査について、随時に、しなければならない。

２　総務部の契約責任者は、物品等契約手続第19条第１項又は不動産等契約手続第19条若しくは第20条の規定により一般競争又は指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、当該調達契約の締結が見込まれるときは、調達契約が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに物品等契約手続第19条第２項又は不動産等契約手続第21条に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。

（入札公告（公示）予定の情報提供）

第５条　総務部は、当該年度において調達を予定しているもののうち、ＡＰによって定められた次の各号の基準額以上の物品等又は特定役務について、本社、逓信病院等関係機関の情報を取りまとめた上、官報により公示し供給者等に対する情報提供を行う。ただし、本項の公示以前に入札公告若しくは意見招請を行っている場合又は特定役務のうち「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」(以下「行動計画」という。)の対象となるものについては、官報公示を省略できる。

⑴　物品等及び特定役務（次号及び第３号に掲げるもの並びに行動計画の対象となるものを除く。）

80万ＳＤＲ以上

⑵　コンピューター製品及び同サービス

80万ＳＤＲ以上

⑶　電気通信機器、医療技術製品及びこれらのサービス

10万ＳＤＲ以上